

## 【重要事項説明】

### 1 事業所の概要

歯科医院名	おおはま歯科
所在地	〒810-0063 福岡県福岡市中央区唐人町1丁目12-18
介護事業所番号	403-103-467-3
管理者名	大濱 聡
連絡先	電話/FAX 092-791-6608 往診直通 080-4698-6389
サービス提供地域	おおはま歯科を中心に半径16kmエリア内
事業の目的 事業目的 運営方針	口腔内環境を整え、口腔周囲筋を含む口腔機能の低下を防ぎ、QOLの維持・増進を図るとともに、継続的かつ定期的な口腔ケアを行うことで、誤嚥性肺炎を含む全身疾患の予防に努め、長く健やかに過ごしていただくことを目的とします。訪問歯科診療には、患者様、歯科医師のほか、医師、ご家族様、福祉施設の担当者様、ケアマネージャー様などの連携と協力が不可欠です。各分野から患者様の状況や状態を把握し、情報を共有した上で診療を進めていく「チームワーク」に、特に重点を置き、患者様に最も適した診療を心掛けています。

### 2 事業所の職員体制（運常基準を満たした上で、職員数が増減することがあります）

管理者	1名（歯科医師兼務）
歯科医師	4名（常勤1名 非常勤3名）
歯科衛生士	6名（常勤2名、非常勤4名）
歯科助手・受付	1名（常勤1名）

### 3 通常のサービスの提供日と時間

月火木金	9:00 ~ 18:30	土	9:00 ~ 17:00	水	9:00 ~ 13:00
------	--------------	---	--------------	---	--------------

※水曜日午後、日曜日、お盆、年末年始は休診とさせていただきますが、利用者の身体状況や介護状況に応じて適宜対応をいたしております。

※道路が使用できない状態等の時、又は訪問担当者の緊急やむを得ない事情で、訪問できない場合があります。

※祝日は、人員の関係で事前に連絡・調整のうえ祝日前後に振り替えて訪問させて頂く場合がありますので、ご理解をお願い致します。

### 4 通常の事業の実施地域

通常の実施地域は医院より半径16km（福岡市内中心）の区域とする。

### 5 サービス利用料及び利用者負担金

サービス利用料はおよそ次のとおりです。

歯科医師居宅療養管理指導 (517・487・441単位)	1ヵ月に2回を限度として（1回あたり：1割負担の場合） （単独）517円・（単一建物2人～9人）487円・（単一建物9人以上）441円
衛生士居宅療養管理指導 (362・326・295単位)	1ヶ月に4回を限度として（1回あたり：1割負担の場合） （単独）362円・（単一建物2人～9人）326円・（単一建物9人以上）295円

※上記は1割負担の場合ですので、お手元の介護負担割合証にて負担割合をご確認下さい。

※サービス内容により金額が前後する可能性もあります、ご理解頂きますよう宜しくお願いします。

※入金確認後、領収書を発行いたします。なお、生活保護受給者の負担金は発生しません。

その他公費保険証適応者は内容に応じ負担の有無が変わります。

### 6 対応可能な内容

歯科医療行為、歯科医師および歯科衛生士による居宅療養管理指導、またはこれに関連する業務、相談、他業種との連携。

### 7 当医院の禁止事項

歯科診療に関連しない業務や、身体介護、生活援助などの介護サービスは行いません。必要な場合は、他業種と連携させていただきます。契約書第9条に規定する事由が生じた場合は、同条の手続きに従い契約

を解除することがあります。

## 8 ハラスメントに関する事項

ハラスメントはサービスの提供を困難にし、関わった職員の心身に悪影響を与えます。以下のような行為があった場合、契約書第9条、または重要事項説明書に基づき、サービスの提供を停止させていただく場合、ハラスメント対策の目的として録音させていただく可能性があります。

- 一 性的な話題、容姿やプライベートに関する話題、職員が著しく不快に思う言動や、必要もなく手や身体に触れる等のセクシャルハラスメント行為
- 二 理不尽なサービスを要求、強要する行為、必要以上に大声を発する暴言等の精神的・身体的暴力
- 三 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力
- 四 長時間の電話、当医院やスタッフに対する理不尽なネット書き込みや、苦情を申し立てる等の行為

## 9 虐待の防止のための措置に関する事項

- 一 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 二 身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急をやむを得ない理由を記録しなければならない。
- 三 事業所は虐待の発生またはその防止のため、事業所における虐待防止に関する検討委員会を設置し、定期的を実施し、指針の整備および従業員に対する研修等を行います。また、虐待防止措置を講じる担当者を配置します。
- 四 サービス提供中に当該事業所従業員または養護者（利用者の家族等高齢者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

## 10 感染症の予防及び蔓延の防止のための措置

事業所は感染症の発生・蔓延を防止するため、感染症予防および蔓延防止対策の検討委員会を設置し、おおむね6月に1回以上開催し、指針を整備、また従業員に対する研修等を定期的の実施します。さらに、感染症予防及び蔓延防止のための担当者を配置します。

### 11 事業継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅療養管理指導の提供を継続的に実施するため、また非常時における迅速な業務再開を図るための計画を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じます。また、職員に対して業務継続計画について周知するとともに、定期的に業務計画の見直しや変更を行います。

### 12 サービスのキャンセル

利用者の都合等で、当日のサービスをキャンセルする際は、すみやかに下記の連絡先にご連絡下さい。

・連絡先電話番号：080-4698-6389

### 13 相談窓口及び苦情対応

おおはま歯科 大濱聡 TEL・FAX：092-791-6608 往診直通 TEL：080-4698-6389

### 14 急患対応 往診直通 TEL：080-4698-6389 にお電話ください。

## 【サービス内容説明】

### 1 居宅療養管理指導内容

種類	内容
歯科医師が行う 居宅療養管理指導	歯科医師が、利用者の居宅にて計画的かつ継続的な歯科的管理を基に、利用者が依頼する居宅介護支援事業者等に対し、居宅サービス計画の策定等に必要の情報提供を行うとともに、利用者やその家族等に対する療養上の留意点、介護方法等について、清掃補助、指導及び助言を行います。
歯科衛生士が行う 居宅療養管理指導	歯科医師の指示に基づき、利用者の居宅にて療養上必要な指導として、利用者の口腔内清掃、有床義歯の清掃、および口腔機能の維持・回復に関する実地指導、援助を行います。

2 利用日：●曜日に担当の居宅療養管理指導従業者が訪問します。診療日時が変更する場合があります。

### 3 居宅療養管理指導従業者

歯科医師 (1名以上)

歯科衛生士 (1名以上)

### 4 その他

当医院は、年金等の金銭の取り扱いは致しかねます。また従業者に対する飲食等のもてなしは必要ありません。

## 【個人情報使用同意書】

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するとおりにより必要最低限の範囲内で使用することに同意します。

### 1 使用目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合

### 2 使用事業者の範囲

利用者が受けるすべてのサービス事業者

### 3 使用期間

居宅療養管理指導契約書第2条（契約の有効期間）に準ずる。

### 4 条件

(1)個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

(2)個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

居宅サービス事業者： おおはま歯科 院長 大濱 聡

令和7年4月1日施行